

## 豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市居住支援協議会（以下、「居住支援協議会」という。）が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動に対して必要な費用を補助することにより、居住支援協議会の活動を促進し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

### (豊中市補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の定めるところによる。

### (補助事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備
- (4) 豊中市内の空き家等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居住支援の促進
- (5) その他豊中市居住支援協議会会則における目的達成のために必要な事業

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業に係る経費とする。ただし、同一の内容で、他の補助金の交付を受けている経費を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、市長が定める。

(交付の申込み)

第6条 居住支援協議会は、補助金交付申込書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前年度決算書(期限までに提出できないときは、決算の確定後速やかに提出すること。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 居住支援協議会は、次の各号の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、当該年度の予算に組み入れること。
- (2) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承諾を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を当該申込者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした額を4月及び9月にそれぞれ2分の1相当額に分けて交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に交付することができる。

(随時検査)

第11条 市長は、その事業を適正に行わせるため、居住支援協議会に対し随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。

(実績報告)

第12条 居住支援協議会は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合す

ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、居住支援協議会に対し補助金交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、居住支援協議会が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (4) 随時検査を拒んだとき。
- (5) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (6) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、都市計画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年（2018年）11月2日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から実施する。

(様式第 1 号)

## 補助金交付申込書

第 号  
年 月 日

(あて先) 豊中市長

申込者 住 所 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号  
豊中市役所第二庁舎内  
氏 名 豊中市居住支援協議会  
(記名) 会長 .....

豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

補助金の名称	豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金
補助金申込額	円

(様式第2号)

豊都住第 号

## 補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長 ⑩

年 月 日付第 号において申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金の名称	豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金
補助金交付決定額	円

交付の条件

(様式第3号)

## 補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

申込者 住 所 豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市役所第二庁舎内  
氏 名 豊中市居住支援協議会  
(記名) 会長 .....

年 月 日付第 号で申込み、  
年 月 日豊都住第 号で交付決定された補助事業等  
に係る実績を豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金交  
付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業等 の 名 称	豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金		
事業等着手 年 月 日	年 月 日	事業等完了 年 月 日	年 月 日
事業の経過 及 び 事業の概要			

(様式第4号)

豊都住第 号

## 補助金交付確定通知書

年 月 日

様

豊 中 市 長 ⑩

年 月 日付で報告のあった補助金については、次のとおり確定したので、豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助金の 名称	豊中市居住支援協議会に対する事業運営費補助金
補助金等 交付決定額	円
補助金等 交付確定額	円